

奈良県における世界文化遺産 の課題について

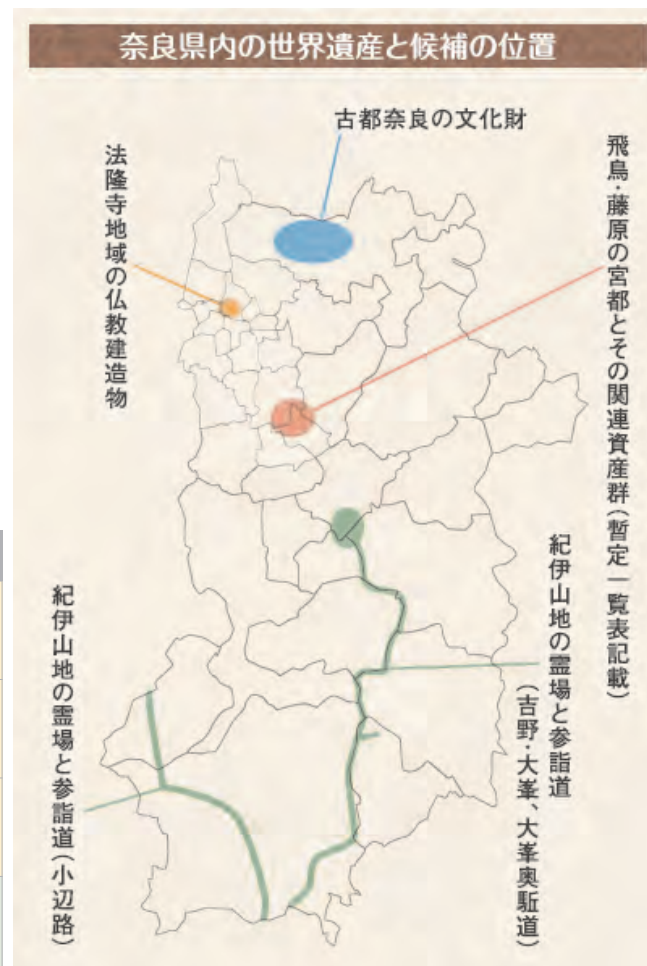
奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課

1

奈良県の世界文化遺産

- ・世界文化遺産が3件
暫定一覧表記載資産1件
- ・県北部から南部まで資産が分布
- ・都市部から山間部まで様々な立地
- ・建造物、考古遺跡、道など構成資産の性格も様々である

資産名	登録年
法隆寺地域の仏教建造物	1993年登録
古都奈良の文化財	1998年登録
紀伊山地の霊場と参詣道	2004年登録
【暫定一覧表記載】 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	2007年記載



2

課題1 構成資産の保存

- 寺社所有の資産では、各寺社によって現役の宗教施設としての日常的使用と境内地を含む維持管理が行われている。
- 平城宮跡においては、所有者である文化庁、公園整備を行う国土交通省、管理団体である奈良県が協力して維持管理を実施。
- 建造物の資産については県文化財保存事務所による修理体制あり
(国庫補助、県、寺院負担等による)
- 宗教行事への周辺住民の参加。
→評価基準(vi)への積極的な貢献



県文化財保存事務所による建造物修理



春日若宮おん祭

課題2 緩衝地帯

- 緩衝地帯は古都保存法や景観法・都市計画法による法規制を組合せて保全
- 奈良公園は緩衝地帯・名勝・史跡・都市公園であるため、それぞれの価値に配慮したバランスのとれた保全を目指す

「奈良公園」周辺関連年表

西暦	年号	内容
1880	明治13	興福寺旧境内の保護、旧蹟顕彰などを目的に太政官制による奈良公園設置
1889	明治22	春日山、東大寺旧境内等の編入を経て奈良県立奈良公園設置
1897	明治30	古社寺保存法制定 「東大寺南大門・法華堂」「興福寺北円堂・東金堂・五重塔」「唐招提寺金堂」など指定
1898	明治31	「東大寺大仏殿」「唐招提寺講堂」など指定
1922	大正11	史蹟名勝天然記念物保存法による名勝「奈良公園」指定。史蹟「平城宮址」指定
1924	大正13	天然記念物「春日山原始林」指定
1932	昭和7	史蹟「東大寺旧境内」指定
1967	昭和42	史跡「興福寺旧境内」指定



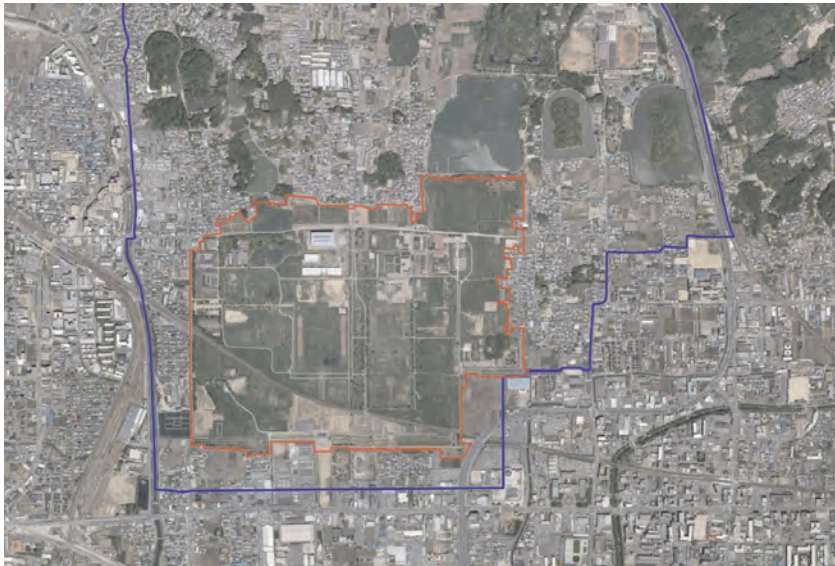
奈良県庁西側の平城宮跡エリアへの眺望



奈良県庁東側の奈良公園エリアへの眺望

課題3 遺産影響評価

- 緩衝地帯の理念が登録時と大きく変化しており対応が必要
- 文化財保護法の現状変更手続きや都市計画、景観計画等の既存制度以上の対応を登録後に所有者・事業者へ法的に求めることは困難
- 関係機関の担当者レベルの情報共有の場を設けるなど少しずつ体制を整備している



構成資産範囲
文化財保護法(特別史跡平城宮跡)

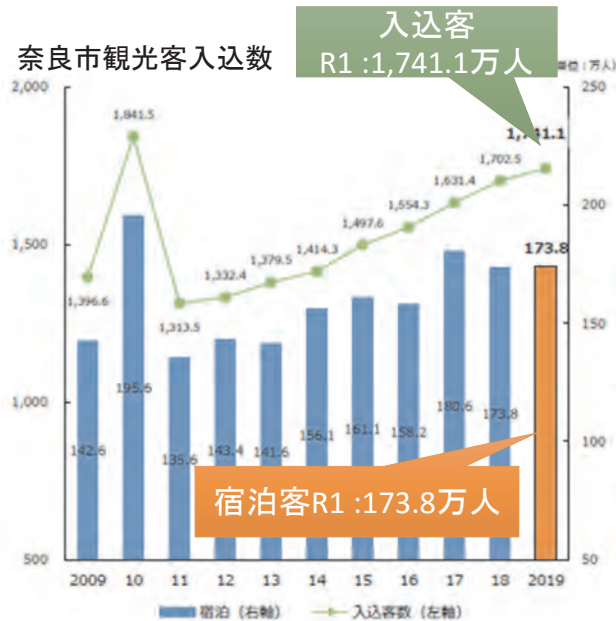
緩衝地帯
古都保存法(歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域)
都市計画法(第1~3、5種風致地区)
都市計画法(市街化調整区域)

平城宮跡(古都奈良の文化財)

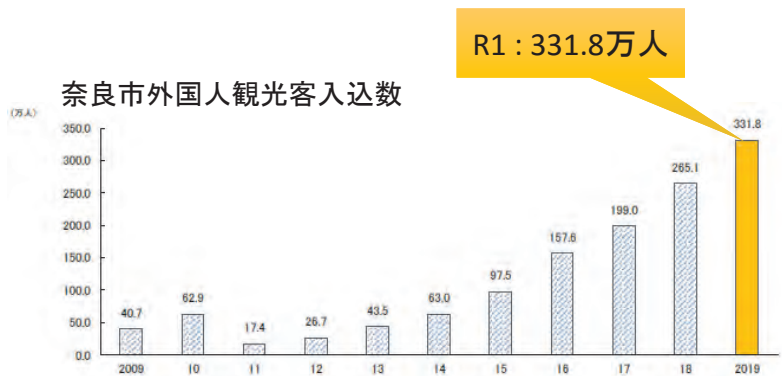
出典: 地理院地図(<http://maps.gsi.go.jp>)

課題4 来訪者戦略

- 県主導で構成資産周辺に宿泊施設等を誘致
→ 滞在型観光 = 世界遺産の価値の発見へ
資産価値に配慮した来訪者戦略を慎重に進める必要
- コロナ渦による海外観光客数の激減、県内観光客の誘致で地元の価値の再認識



奈良公園の賑わい 撮影日 2020.12.16



出典: 2019年奈良市観光入込客数調査報告書

課題5 初期登録資産としての課題

- 登録時に求められていなかった 保存管理計画、SOUVの策定
 - 「古都奈良の文化財」は2015年に包括策定。
「法隆寺」は包括未策定。
 - SOUVは第2期定期報告時(2012)に策定
- 文化財だけでなく世界遺産としての情報共有が不可欠
初期登録資産は文化財単体での知名度が先行しているため、
世界遺産としての価値発信が課題。

資産名	法隆寺地域の仏教建造物	古都奈良の文化財	紀伊山地の霊場と参詣道
登録年	1993年	1998年	2004年／2016年 拡大
SOUVの言明	2012年	2012年	2012年
包括的保存管理計画 2005年「作業指針」より(108段落)	未策定	2015年 策定 改定を検討中	2005年 策定 2015年 改定

7

課題6 自治体間の連携

- 「古都奈良」「法隆寺」は各市町と一対一で連携
- 「紀伊山地」は2県および県内9市町村と複数の自治体と連携
→ 小規模市町村が多く、過疎化による人口減、人員体制が弱体
将来的に資産の維持管理体制が課題となる

資産名	法隆寺地域の仏教建造物	古都奈良の文化財	紀伊山地の霊場と参詣道
関連自治体	斑鳩町	奈良市	2県（三重県・和歌山県） （五條市、吉野町、黒滝村、野迫川村、十津川村、天川村、川上村、上北山村、下北山村）
備考		県・市の規制・開発担当課で構成する「古都奈良の文化財」保存管理連絡協議会を設置し、情報交換。 規制・調整担当課による「古都奈良の文化財」遺産影響評価連絡会を設置	行政で構成する「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会で情報交換。 県内市村および資産所有者で構成する「吉野・大峰」地域連絡協議会を設置し情報共有。

8